

第 20 回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成25年11月14日(木) 15:00～17:00
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 <<委員>> 宮本委員長、市川委員、小澤委員、北橋委員、山内委員
4. 議事概要

高速道路会社より認定申請を受けている10議題の経営努力要件適合性について審議を行った。

議 事

〔審議事項〕

- 〔議題1〕 関係機関との協議による刈草処分方法の見直し
- 〔議題2〕 地元との協議による橋梁下部工の施工方法の見直し
- 〔議題3〕 地元との協議による隣接地土砂採取場の確保
- 〔議題4〕 関係機関との協議によるボックスカルバートの廃止
- 〔議題5〕 クリнкаアッシュの路盤材への利用
- 〔議題6〕 現場発生木処理方法の見直し
- 〔議題7〕 道東自動車道(夕張 IC～占冠 IC)の早期供用
- 〔議題8〕 北関東自動車道(太田桐生 IC～足利 IC)の早期供用
- 〔議題9〕 北関東自動車道(足利 IC～岩舟 JCT)の早期供用
- 〔議題10〕 阪和自動車道(海南 IC～有田 IC(4車線化))の早期供用

〔報告事項〕

これまでの審議状況と今後の予定

審議事項について

●議題1について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・今後、水平展開される期待を込めれば良いと思う。(委員)
- ・今後も継続して受け入れてもらえるのか。(委員)

→今後も継続して受け入れてもらえる可能性はあるが、現時点では刈草を発酵させている状況であり、その堆肥を土地改良区が持って行ってからになる。(会社補足説明)

・努力を協議と見るか、現場特有と見るか、どちらとも取れると思うが、協議案件としたのは何故か(委員)
→当該案件は、刈草を受け入れてもらうために土地改良区、空地所有者と協議をしたところが会社努力として申請されている。類似している案件として、議題6に現場発生木処理方法の見直しがあるが、こちらは、発生木を処理してもらう相手先を探したということが会社努力として現場特有の状況に対応するための創意工夫として申請されている。いずれにしても、基本的には会社からの申請内容を尊重している。(事務局)

●議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.75 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・協議を受け入れた相手の協力も大きかったのではないか。(委員)
- ・ため池の当初の現貯水量は7,500m³ であるが、必要な貯水量は960m³ で余裕がある。休耕田が多くなっている状況の中で、かつての水量を依然として確保しなければならないのかということを考えると、当然の協議ではないか。(委員)
- 十分に貯水量があり、耕作地も減少してきたということを踏まえて現地調査を行い、水量の利用状況を十分に確認して協議を行っている。(会社補足説明)
- ・ため池管理者から見るとメリットのない協議であり、相当苦勞されたと思われる。(委員)
- ・水に関する協議は一般的に難しいと思われる。(委員)

●議題3について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・近場の土砂採取場を探すという努力は当然必要ではないか。(委員)
- ・高速道路事業に反対していた地区であったということで、土運搬や水の流末の処理において、地元との協議に苦勞があったと思う。(委員)

●議題4について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.25 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・協議相手が行政であることから、一般国民から見れば当然行うべき協議ではないか。(委員)
- ・橋梁の構造を再検討する必要がある、技術的工夫があったと思う。(委員)
- ・引き継いだ計画のままを進めるのではなく、創意工夫を行った点は評価できるのではないか。(委員)
- ・行政との協議ではあるが、工夫された点もあり、貢献度を低くして評価してもよいのではないか。(委員)

●議題5について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・近傍の火力発電所に着目して下層路盤材にクリンカアッシュを使用したことは、現場特有の状況に対応しているのではないか。(委員)

●議題6について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

・全数を売却処理できたわけではないが、工事発注後も売却先を探した結果、一部を売却処理できたことは、評価してよいのではないか。(委員)

●議題7について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.75 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

・トンネル工事の工期短縮について、5ヶ月遅れる見込みを3か月早めたというところは、評価してよいのではないか。(委員)

・全体34.5kmの早期開通のために、工程のクリティカルとなるトンネル工事をやり上げなければならないということから、費用をかけてでもやられたということか。(委員)

→瞬結コンクリートは工期短縮のためということもあるが、技術検討委員会において、地質が悪いことから、工事の安全のために必要であるとの議論があり、両方の理由から採用している。瞬結コンクリートを採用することにより割高になるが、二重支保工が低減される副次的な効果もあった。(会社補足説明)

・技術的にも良い対応だったのではないかと。(委員)

●議題8について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

・東日本大震災の時に貢献したということは印象的である。(委員)

・施工者からの提案である部分と、盛土箇所を見つける必要に迫られていたということを考えると、標準ではないか。(委員)

●議題9について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.75 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

・東日本大震災の時に貢献したということは印象的である。(委員)

・協定区間としては12ヶ月の短縮であるが、岩舟 JCT～佐野田沼 IC 間を23ヶ月短縮したことは評価できるのではないかと。(委員)

●議題10について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

・ICランプ閉鎖期間を短くした努力は良いと思うが、収用による短縮は地権者が買収に応じたことが大きいのではないかと。(委員)

・高炉スラグの採用などは、技術的にも工夫をされているかと思う。(委員)

- ・用地取得は相手の協力もあったことから、貢献度は標準ではないか。(委員)
- ・用地を任意交渉で早期に解決できた工程を活かすため、トンネル工事を工夫している。(委員)

報告事項について

- これまでの審議状況と今後の予定について、事務局より報告を行った。

以 上